

避難実施要領

大宜味村長
月 日 時 分現在

屋内避難（弾道ミサイル着弾前）

1 都道府県からの避難の指示の内容

国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。それぞれ、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気から出来るだけ遮断されるようにし、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和 年 月 日 時 分
発生場所	大宜味村内全域
実行の主体	A 国
事案の概要と被害状況	A 国による弾道ミサイル発射の兆候が認められる。
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ミサイル発射後、10分ほどで着弾もしくは通過 ・迅速に対応できるよう、村民に対し、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、村民のとるべき行動について周知する。
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	大宜味村内全域
避難先と避難誘導の方針	知事の避難指示を踏まえた対処を基本とするが、村民がいる場所の近傍の堅ろうな建物等の屋内に避難し、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。屋内避難ができない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る等の対応をとる。
避難開始日時	令和 年 月 日 時 分
避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。
連絡調整先	名護警察署(警備課)：(0980)52-0110 内線 461,462 陸上自衛隊第51普通科連隊：(098)857-1155 内線 2615(夜間・休日)当直 2626

3 事態等の特性で留意すべき事項

事態の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・自力での歩行が困難な観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関する援助を行う。 ・担当職員等は屋外にいる者が堅ろうな建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。 ・村民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。
-------	---

4 住民の行動(基本事項)

屋内避難の指示を受けた場合の対応

屋内にいる場合	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 ・非常持ち出し品を準備するとともに、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める ・屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープ等で目張りする等外気を遮断する。 ・その他必要と認められる事項
屋内にいない場合	
	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り、近くの堅ろうな建物、地下に避難する。 ・避難は徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。 ・車両内にある者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーをつけたまま駐車するなど、緊急車両の通行に妨げとならない方法とする。 ・原則として、近くの建物への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮蔽物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。 ・周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、大宜味村又は警察に連絡する。

5 情報伝達

避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、登録制メール等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。 ・ミサイルが発射された場合に、沖縄県に落下もしくは上空通過の可能性がある場合、Jアラートが使用され、防災行政無線の屋外スピーカーから国民保護サイレンが鳴ることとなる。
避難実施要領の伝達先	村内の各機関及び団体等(別添村緊急事態連絡構成表)
職員間の連絡手段	別添緊急連絡先一覧による

6 緊急時の連絡先

大宜味村 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話： <u>(0980)44-3001</u> FAX： <u>(0980)44-3139</u>
-------------------------	---

【村緊急事態連絡構成表】

大宜味村

関係機関

